

本学は、令和2年度後期の授業期間において、新型コロナウイルス感染症拡大のリスクを低減しつつ、教育活動を行うため、下記のような対策を行います。

なお、このマニュアルは、京都府の「大学等における感染症拡大予防のためのガイドライン（改定版）」（令和2年8月5日）、文部科学省の「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」（令和2年7月27日）をはじめとする各種通知をもとに、本学の特性を踏まえた基本的な対策を示すもので、授業内容や活動内容に応じて工夫することを前提としています。

記

1. すべてに共通する事項

- (1) 学生・教職員とも、毎朝の検温（記録）をお願いします。
- (2) 次のいずれかに該当する学生・教職員とも、出席（出勤）を見合わせてください。
 - ① 渡航先に関わらず、海外から帰国してから2週間を経過しない者
 - ② 当日、発熱・せき・鼻水・咽頭痛などのかぜの症状、強い倦怠感、または味覚・嗅覚異常がある者

2. 学生の授業欠席等に係る配慮

- (1) 体調不良（当日、上に挙げたかぜの症状等がある場合）による授業の欠席は、自己都合による欠席扱いとはしません。授業を欠席した学生は、体調回復後、教務課へお越しくください。（授業欠席についての配慮依頼文書を交付しますので、授業担当教員に提出してください。）
- (2) 通学時の公共交通機関の混雑時間帯を避けるため、授業開始時刻に遅れて登校した場合（特に1限目の授業）は、授業終了時以後にその旨を授業担当教員に申し出てください。

3. 通学・通勤に関する事項

- (1) 毎朝、登校するまでに各自で検温を行い記録してください。
- (2) 発熱やせきなどのかぜの症状等がある場合は、出席・出勤を見合わせてください。
- (3) マスクは各自で準備して、必ず着用してください。
- (4) 公共交通機関を利用する場合、混んでいる車両を避けるなど、できるだけ他者との距離をとるように心がけてください。
- (5) 帰宅時には、まず手や顔を洗い、できるだけすぐに着替える等してください。

4. 大学到着時や学内施設利用に関する事項

- (1) 建物に入ったら、各自、石けんによる十分な手洗いやアルコール消毒液等による手指消毒を行ってください。
- (2) マスクが汚損した場合等で手持ちがないとき等は、学生は学生課へ、教員は教務課1号館事務室に相談してください。
- (3) 図書館や情報処理センターを利用する際、他の利用者と間隔を空けて着席してください。

5. 講義室での授業に関する事項

- (1) マスクは各自で準備していただき、必ず着用してください。
- (2) 授業の講義室配当は、「定期試験時の着席方法による定員以下」とする基準（間隔を空けて着席できる人数）で配当していますので、受講者は間隔を空けて着席してください。
- (3) 授業担当教員は、換気設備を作動したり窓を開けたりしてください。受講者が行っても構いません。
- (4) 毎朝1限開始前に、委託業者により、机上等の消毒作業を行います。
- (5) 利用頻度の高い中規模教室には、机の前面にアクリル板を設置します。
- (6) マイクを使用する講義室には、スプレータイプのマイク専用除菌消臭スプレーを、マイク横に設置します。

6. 実技・実験・実習に関する事項

- (1) 複数人で共用する物品（道具、器具等）は、清拭消毒を行ってください。
- (2) マスクは各自で準備して着用してください。体育実技におけるマスクの着用方法は、スポーツ庁通知に基づき担当教員から学生に指示してください。
- (3) 体育実技の更衣の際は、教員からの指示により、体育館・武道場・合宿所等に分散してください。また、入退室時にはアルコール消毒液を使用してください。

7. 食堂利用に関する事項

- (1) 食堂利用前に、各自、石けんによる十分な手洗いやアルコール消毒液等により手指消毒を行ってください。
- (2) 食堂及び談話室のテーブルに仕切り板を設置します。
- (3) 混雑を緩和するため、食堂への入場を制限する場合があります。また、食堂及び談話室の利用に加え、大学会館1階の大集会室、3階の共通演習室を利用できます。
- (4) 2限又は3限に授業がない学生は、2限又は3限の時間帯での利用をお願いします。
- (5) 例年、学期開始当初は食堂が混雑しますので、持参弁当やパンなども検討してください。（ただし、食中毒等に留意し、要冷蔵でないものを持参するなど、衛生管理を考慮してください。）
- (6) 食事前後であっても、会話する際は必ずマスクを着用してください。食事時の会話は必要最小限にしてください。

8. 学生寮に関する事項

- (1) 居室に入ったらまず手や顔を洗い、できるだけすぐに着替える等してください。
- (2) 共用部分の使用は必要最小限とし、使用する場合は、必ずマスクを着用して、人との間隔を十分にとってください。

9. 課外活動に関する事項

- (1) 課外活動団体（クラブやサークル）それぞれにおいて、活動の特性を踏まえた感染拡大予防策を作成して届け出てください。
- (2) 練習等も含めて活動時は参加者を明確に（記録）してください。
- (3) 課外活動施設（クラブ・サークル・学生団体のボックス等）に滞在中、必ず出入り口の扉や窓を開放し、マスクを着用し、短時間利用、少人数利用など、感染予防対策を徹底してください。
- (4) 公式戦や発表会等に参加する場合は、主催団体が定める感染拡大防止マニュアル等に従って行動してください。
- (5) 課外活動団体に対しては、感染拡大予防に関する通知を別途行います。

10. 日常生活における留意事項

本学は教員養成大学であり、教育実習をはじめ、学校現場に即して学ぶ実地教育科目の比重が大きく、学部1回生から大学院生まで、学校現場で活動する機会が多くあります（指導する教員についても同じことが言えます）。このことから、政府が提言する「新しい生活様式」の実践を常に心がけてください。特に次のことに十分留意してください。

- (1) 会話中は必ずマスクを着用してください。
- (2) 食事時の会話は必要最小限にして、食事後すぐにマスクをしてください。
- (3) スポーツなどのマスクを着用しない活動を行う場合、他者との距離を十二分にとってください。